

諮問番号：諮問第158号

答申番号：答申第158号

答申書

第1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「施行令」という。）第8条第2項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の更新決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

現在の精神障害の状態（失業中、友人関係がないなど）、コミュニケーションふくめ、前回と変化ないのに、2級（前回の更新は等級変更なし）が3級なのは、納得できない。閉院のため、今の病院になったが、診断書が前より軽く書かれた。意見が反映されてない（「せいけつにできない、家事などそこまでできない。」などなやみを話しても、「みんなそうだよ！」と言われ、聞いてくれない。）。合わないため、また転院することが決定している。デイケアなどがある。

申請時の診断書のまへの病院（閉院）がとてもよかった。その診断書は、⑥の3の日常生活能力の程度が、「3」であること。申請時の病院は、「2」であった。なやみを話しても、「みんなそうだよ！」などときいてくれないことが多かった。

「3」のとおり、家事などは助言などがないとできない。対人交流は学生（小中高、専門学校）、社会人でもトラブルが多かった。友人がいない。小中高、専門学校では、いじめ、いやがらせを受ける、対人は最悪だった。とにかく、さみしさ、こどく感が強く、友人やはなし相手がいない。

2021年9月から新しい病院に行っている。デイケアは厳しいと言われた。デイケアで生活リズムなどを調整、友人づくりなどを考えていたのに、無しになった。会社でもコミュニケーションや対人でトラブルがある。仕事のおそさ（ミスがないよ

うにチェックしながらするなど) など言われ、あせる、パニックになる。自助グループや、当事者会でも、大人に対しての場がない。あっても中高生のフリースペースなど。コロナで中止になることが多く、行っても、特性上コミュニケーションで悩む。生きづらさなどを感じることも多い。対人関係、コミュニケーションで会社でもトラブルが多く、前の障害者雇用も試用期間で退職。失業給付がゼロのため、ハローワークなどで、次のところをさがしている。部屋に、朝から引きこもることもある。人とのきより感、コミュニケーションがわからなくトラブル(職場、学校)が多い。でも収入がないと困る。

2 審査庁の主張の要旨

審査請求人の障害等級を判定するに当たり、総合的に判断すると3級に該当すると認められ、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

また、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を求めたところ、同様の判断を得ている。

第3 審理員意見書の要旨

処分庁が審査請求人の障害等級を3級と判定したことに対し、審査請求人は、現在の精神障害の状態は本件更新申請前の状態と変わっていないこと、本件診断書には審査請求人の意見が反映されずに、精神障害の状態等について軽度の記載をされたことなどから、自らの障害等級は2級であるべき旨を主張している。

しかしながら、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第4項の規定を受けた精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)第28条第1項で準用される同令第23条第2項第1号によれば、手帳の交付申請は、医師の診断書を添えて行うこととされていることから、障害等級の判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解され、本件診断書の記載内容を基にした判断に違法又は不当な点がなければ、本件処分に取消すべき理由があるとはできない。

また、本県では、手帳の障害等級の判定については、「福岡県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」(以下「判定基準」という。)及び「福岡県精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項」(以下「留意事項」という。)を行政手続法(平成5年法律第88号)上の審査基準として行うこととしている。

処分庁は、本件処分に係る障害等級の判定について、本件診断書の記載内容全般を基に判断しており、その判断には審査基準に照らしても不合理な点は認められない。

したがって、処分庁が審査請求人の障害等級を3級と判定したことについては、違法又は不当ということはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年3月18日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和4年8月24日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

処分庁は、判定基準及び留意事項を行政手続法上の審査基準として設定しており、判定基準においては、障害等級の判定は、精神疾患の存在の確認、精神疾患（機能障害）の状態の確認、能力障害（活動制限）の状態の確認、精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととされている。

そして、障害の程度の個別具体的な判定は、医師が作成した診断書をもとに処分庁が行うものであるが、その障害の程度に関する判定・判断は、専門的・医学的判断を前提とした処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと解すべきである。

本件処分は、法令、判定基準等に沿って適正に行われており、その判断過程に特段の誤りは認められず、処分庁の判断は合理的な裁量の範囲内であるといえる。

また、審査庁は、本件審査請求について、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を求め、「原処分支持」との回答を得たうえで、裁決を行おうとしている。その意見は、審査請求人が3級に該当するとの判断を示しているところ、当該意見中の審査内容欄の記載に何ら不合理な点はないというべきである。したがって、審査庁の判断も適正かつ合理的なものであると認められる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼

をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められることから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 小山 雅千子